

公安委員会

説明資料No. 1

警察庁長官に対する開示請求の決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成25年10月3日

総務課

(略)

1 趣旨

重大事案等の発生に際し、組織的かつ効率的な初動警察活動を実施し得るようになるため、その要となる通信指令に関する技能の更なる向上を図ることを目的として開催するもの。

2 期日

- ・ 10月1日（火）及び10月2日（水）（予選）
- ・ 10月8日（火）及び10月9日（水）

3 場所

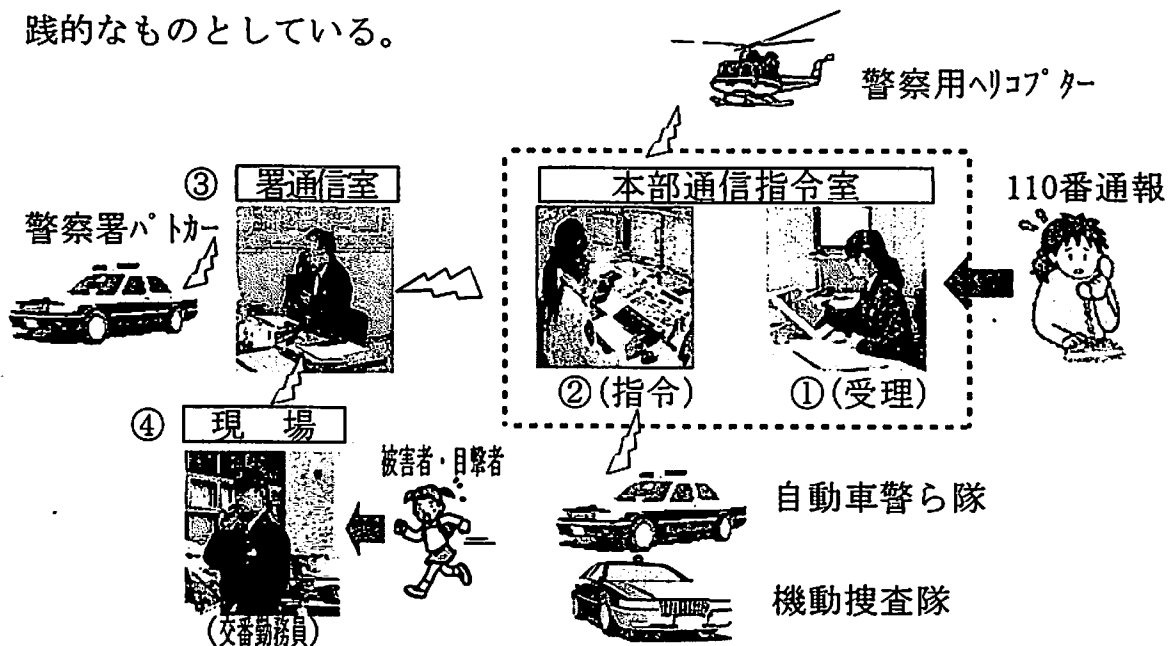
中央合同庁舎2号館講堂（予選は、警察大学校で開催）

4 参加チーム

各都道府県警察及び皇宮警察が参加し、定員規模により2グループに分けて実施。

5 競技方法

1チーム4名の競技者（本部通信指令室受理担当者、本部通信指令室指令担当者、警察署通信室員、現場警察官）が、想定事案に基づき、110番受理、指令及び無線通話を行い、受理、指令及び無線通話の内容・技能について審査。完全なブラインド方式とするなど、競技・審査の方法を実践的なものとしている。



6 表彰

グループごとに、第1位から第3位を表彰。

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>福知山市内の花火大会会場における 死傷者多数を伴う爆発事故の被疑者 逮捕について（京都府警）</p>	<p>平成25年10月3日 捜査第一課</p>
-----------------------------------	---	-----------------------------

1 被疑者

住居 大阪府大阪市

職業

氏名 38歳

2 逮捕年月日・罪名

逮捕年月日 平成25年10月2日（水）

罪名 業務上過失致死傷

3 事案の概要

(1) 発生日時

平成25年8月15日（木）午後7時29分ころ

(2) 発生場所

京都府福知山市字猪崎無番地

「音無瀬橋」から左岸下流約70メートル由良川河川敷

(3) 死傷者

ア 死者3名（男性2名・女性1名）

イ 負傷者54名（男性27名・女性27名）

※ うち2名重体

(4) 逮捕事実の概要

被疑者は、上記日時場所において露店を営業中、使用していた発動発電機にガソリンを給油する際、安全確認を怠り、引火爆発させ、付近の見物客を死傷させたものである。

公安委員会 説明資料No. 4	六代目山口組傘下組織幹部らによる 大量拳銃所持事件の検挙について (大阪府警察)	平成25年10月3日 薬物銃器対策課
<p>1 事件の概要 平成25年9月12日、大阪府警察が、大阪市生野区内所在のトランクルームに隠匿された自動装てん式等拳銃7丁及び実包等を発見・押収し、これらを保管・管理していた六代目山口組傘下組織幹部ら4名を逮捕した。</p> <p>2 被疑者</p> <p>(1) 現場総括 大阪府八尾市 (59歳) 六代目山口組極心連合会田口総業 舎弟頭</p> <p>(2) 保管・搬送役 大阪府大阪市 (48歳) 同周辺者</p> <p>(3) 保管・搬送役 大阪府大阪市 (40歳) 同周辺者</p> <p>(4) 保管・搬送役 大阪府堺市 (37歳) 同周辺者</p> <p>3 罪名 銃砲刀剣類所持等取締法違反 (加重所持)</p> <p>4 押収物 (鑑定中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拳銃 7丁 (自動装てん式5丁、回転弾倉式1丁、複数銃身式1丁) ○ 実包 約500個 ○ ダイナマイト 21本 等 <p>5 参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本件は暴力団からの拳銃押収として本年最多である。 ○ 本年における暴力団からの拳銃押収51丁中、大阪府警によるものは全国最多の12丁である (9月30日現在)。 		

1 運動の期間、重点等

- (1) 期間：平成25年9月21日（土）～30日（月）
- (2) 主催：内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、(一財)全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体
- (3) 運動の基本及び全国重点
- 運動の基本
 - 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 全国重点
 - ・ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
 - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 飲酒運転の根絶

2 期間中の交通事故の発生状況等

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	前年比	
発生件数（件）	19,963	18,305	20,148	19,914	17,148	16,021	-1,127	-6.6%
死者数（人）	131	133	133	106	125	121	-4	-3.2%
負傷者数（人）	24,621	23,058	24,988	24,918	21,434	20,001	-1,433	-6.7%

※ 発生件数、負傷者数は概数である。

※ 9月30日現在の交通事故死者数 3,074人（前年比 +36人 +1.2%）

3 期間中の交通死亡事故等の特徴

- 子供（15歳以下）の死者数は4人（前年比2人増）
 - ※ 9月24日（火）に京都府八幡市で歩道を通学中の小学生の列に普通乗用車が突入した交通事故が発生（1人重傷、4人軽傷）
- 高齢者の死者数は56人（前年比3人増）、全死者数の46.3%
- 夜間の死者数は47人（前年比4人減）
 - うち歩行中は17人（前年比10人減）
 - 自転車乗用中は4人（前年比0人）
- 自動車乗車中の死者数は36人（前年比1人増）
 - うちシートベルト着用が11人（前年比4人減）
 - シートベルト非着用が24人（前年比7人増）
- 飲酒運転による交通事故は51件（前年比89件減）
 - うち死亡事故は3件（前年比3件減）

4 通学路における全国一斉取締り実施結果**(1) 概要**

- 日 時：平成25年9月25日（水）午前7時から午前9時までの2時間
- 場 所：各都道府県内の小学校周辺の重点通学路3,059路線
- 動員数：警察官1万3,211人

(2) 検挙総件数：1万1,823件（逮捕3人）

1 訓練の概要

国の原子力総合防災訓練については、原子力災害対策特別措置法に基づいて年1回実施されているところであるが、東日本大震災の発生に伴い、平成22年度訓練以降、現在に至るまで実施されていなかった。

この間、原子力災害対策指針や原子力災害対策マニュアルの策定等、原子力災害対策が推進されたことを踏まえて、九州電力(株)川内原子力発電所において原子力災害が発生したとの想定の下、国の原子力災害対策本部の設置、原発施設周辺における避難誘導、交通規制訓練等を実施する。

2 訓練日時

平成25年10月11日(金)及び10月12日(土)

3 参加機関

国、関係地方自治体、関係事業所等の防災関係機関120機関1,850人

4 訓練の流れ

川内原発において大規模地震に起因して原子力災害が発生するとの想定

(1) トラブルの発生と関係機関への通報

- 震度6強の地震と震度5強の余震により送電線鉄塔が倒壊し、外部電源機能が喪失したことから、事業者が防災関係機関等に通報
- 国は官邸に対策室を設置、原子力規制庁は事故警戒本部を設置
- 鹿児島県は現地に現地警戒本部を設置し、国、原子力規制庁、関係地方自治体等の間における情報伝達等を実施

(2) 原子力緊急事態宣言と原子力災害対策本部の設置

- 原子力発電所の冷却機能が喪失し、放射性物質の外部放出を確認
- 原子力規制委員会から内閣総理大臣へ原子力緊急事態の発生を報告
- 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置

(3) 避難等応急対策の実施

原子力発電所から5km圏内(PAZ: 予防的防護措置を準備する区域)及び30km圏内(UPZ: 緊急防護措置を準備する区域)の交通規制、住民の避難誘導、広報活動等を実施

5 警察が行う訓練

- 対策本部の設置、情報伝達等(警察庁、鹿児島県警察)
- 専門家等の現地への緊急派遣支援(関係県警察)
- PAZ内、UPZ内の住民の避難誘導等(鹿児島県警察)
- 官邸・緊急時対応センター(ERC)・現地対策拠点(OFC)への職員の派遣(警察庁)
- ヘリテレ映像等の送信訓練(鹿児島県警察、警察庁)
- 広域緊急援助隊の派遣(宮崎県警察)

在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する政府の検証委員会
検証報告書での指摘を踏まえ、警察では、国際テロリズム緊急展開班 (TRT-2)
について、

- 迅速な派遣のための準備措置 (要員に対する数次旅券の発給)
- 事態対処能力向上のための装備・訓練の充実
- 指揮体制の強化
- 派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成(アラビア語に精通した要員等の指定)
- テロ発生直後の危険地域に派遣される要員の処遇改善等を図っているところ、以下の図上訓練を行った。

1 訓練概要

(1) 実施日時・場所

平成25年9月25日(水) 午後1時30分から午後5時30分頃までの間
警察庁総合庁舎

(2) 参加者

国際テロリズム緊急展開班

※ 国際テロリズム緊急展開班 (TRT-2: Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas) は、国外において邦人の生命、身体、財産や我が国の重大な利益に関係するテロが発生した場合や、国際的な捜査協力を必要とするテロが発生した場合等に現地に緊急に派遣され、当該事案に関する情報収集、関係国に対する捜査支援等を行うもの。なお、国外において邦人がテロの被害に遭った場合には、平成15年の刑法改正により規定された国外犯として日本警察が捜査を行う。

(3) 訓練内容

ア 事例研究 (在アルジェリア邦人に対するテロ事件等)

イ 図上訓練 (分科会)

派遣先におけるTRT-2の活動内容 (情報収集、鑑識等) ごとの分科会において、海外で発生したテロに邦人が巻き込まれたとの想定に基づくシミュレーション形式の訓練を実施

ウ 訓練における確認・検討結果の報告

2 結果

都道府県警察の職員から指定されたTRT-2要員が参加して行う訓練は今回が初めてであったところ、活動内容や装備の確認という面だけでなく、過去の派遣における教訓や意識の共有という面からも有意義であった。

TRT-2の迅速な派遣と的確な事態対処を実現するため、今後も定期的に訓練を実施する予定。